

国内経済要録

◇準備預金制度に関する法律および同施行令の一部改正 と新準備率の設定について

1. 準備預金制度に関する法律の一部を改正する法律が4月28日に成立した(5月1日公布施行)。この改正は、金融制度調査会の答申(46年12月16日付け「準備預金制度の活用に関する答申」)に沿い、最近におけるわが国経済の国際化の進展に伴う金融環境の変化に対処して、金融政策の効果的な運営を図るため行なわれたものである。改正の主要点は次のとおり。

(1) 対象機関の拡大

生命保険会社を追加

(2) 対象勘定の拡大

金融債、信託元本(貸付信託、指定合同運用金銭信託)、居住者にかかる外貨預金、非居住者関係債務(従来非居住者円預金のみが対象に含まれていたが今回その範囲を拡大し、その細目は政令で定めることとなった)およびその他政令で定める勘定

(3) 準備率最高限度の引上げ

従来の10%から20%(居住者にかかる外貨預金、非居住者関係債務については100%)に引上げ。

(4) 準備預金の計算方法の改正

従来の残高方式に加え増加額方式(一定の基準日残

高ないし基準期間平残に対する増加額に準備率を乗ずる方式)を採用し、両者の併用も可能とした。

2. 準備預金制度に関する法律の改正に伴い、同施行令についても必要な改正が行なわれたが、生命保険会社は指定金融機関からは除かれている。このため、準備預金制度運用上の指定金融機関の範囲に変更はみられなかった。

3. これら法令の改正に基づき、日本銀行は新たに準備率を設定し、5月1日から実施した。これに伴って、非居住者自由円預金を除く預金と非居住者自由円預金とを区別したが、新準備率は従来と同じものが適用されることとなった。一方、金融債、信託元本、外貨預金等については、今回は設定を行なわなかった。

◇米ドル建輸入ユーザンス金利の改訂

本邦主要外国為替公認銀行では、ニューヨーク市場における一流銀行引受手形割引率の変更に伴い、米ドル建輸入ユーザンス金利の最高限度を次のとおり改訂した。

| | 信用状つき | | 信用状なし | |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 3か月以上 | 4か月以上 | 3か月以上 | 4か月以上 |
| 改訂前 | 6.750% | 6.875% | 7.000% | 7.125% |
| 4月8日以降 | 6.875 | 7.000 | 7.125 | 7.250 |
| 25日々 | 6.875 | 6.875 | 7.125 | 7.125 |
| 5月2日々 | 6.750 | 6.875 | 7.000 | 7.125 |